

令和9年4月1日以降分の免税証
交付申請書の提出に係る了承書

私（私共）は、令和9年4月1日以降分の免税証交付申請書を提出するにあたり、
下記事項について了承しました。

（了承事項）

- 1 令和9年4月1日以降分の免税証交付申請書類は、任意で提出するもので、令和9年の法改正により免税制度が延長された場合にのみ有効となるものであること。
- 2 令和9年に免税制度を延長する法改正が行われず、免税制度が令和9年3月31日をもって廃止された場合、又は、当該法改正が行われ免税制度が延長されたが、その制度の内容が変更され、免税の対象外となった場合は、今回提出した免税証交付申請書類は無効となり県税事務所において廃棄処分されること。
- 3 令和9年の法改正により免税制度が延長されたが、期間が限定的なものであった場合や、その制度の内容が変更された場合は、法改正後の制度に沿った数量・期間等で交付されること。

※ここでいう「免税制度」とは、地方税法附則第12条の2の7「軽油引取税の課税免除の特例」のことです。

香川県県税事務所長 殿

令和 年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称）